

令和2年9月23日

0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

「家庭保育の協力要請」に基づきお休みした場合の
基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて【10月】

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。文京区では、感染の機会を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症対策に伴う区のお願いにより自主的にお休み（以下、「自主休園」という）をした場合の、3月分から9月分までの基本保育料の日割り計算についてお知らせをしたところであります。

この度、10月分についても同様の対応をすることにいたしましたため、下記の通りご連絡いたします。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 区からのお願い（令和2年2月28日付文書から抜粋）
感染症拡大を防止するため、ご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化にご協力ください。
- 2 対象期間
令和2年3月2日（月）から10月31日（土）まで
- 3 対象施設・事業
 - (1) 認可保育所
 - (2) 認定こども園
 - (3) 小規模保育事業
 - (4) 家庭的保育事業
 - (5) 事業所内保育事業（地域枠）
 - (6) 定期利用保育事業
 - (7) 春日臨時保育所
 - (8) グループ保育室こうらく
- 4 基本保育料の取扱いについて
区からのお願い（令和2年2月28日付文書）に基づき自主休園を行った場合は、保護者の方へ以下の計算式に基づき算出した金額を還金（返金）します。
【還付（返金）額＝ご自身の基本保育料×自主休園した日数（※）÷25日（10円未満切捨て）】
※ 10月の1か月間で、1日も登園しない場合は、自主休園の日数を25日として計算します。

- ※ 用事や当日の風邪等、あらかじめ園に示していなかったお休みは、日数に含めることは出来ません。
- ※ 土曜日を還付の算定日に含むことができるのは、土曜日に保育の必要性が認められている方のみとなります。
- ※ 慣れ保育で登園した場合は、登園の実績があるため、自主休園には当たりません。

5 基本保育料還付（返金）の手続きについて

基本保育料還付（返金）の手続きは、以下の書類をそれぞれ提出期限までにご提出ください。

還付請求書（10月分）【11月10日（火）までに区へ直接提出（郵送可）】

【提出先】

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区幼児保育課入園相談係（文京シビックセンター12階）

6 振込予定

令和3年2月初旬を予定しております。

7 その他

- (1) 還付（返金）額は、基本保育料となります。
- (2) **基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。**期間終了後、文京区において休園状況を確認し、指定の口座へお振込みいたします。
- (3) 園内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、東京都や保健所と状況を確認し、臨時休園となることがあります。（臨時休園日数に応じて、基本保育料の還付（返金）を行います。）
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、「休園届」の提出は不要です。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、2か月の休園期間上限は適用いたしません。）
- (5) 本対応は10月末までを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況等により期間が変更となる場合があります。
- (6) 「5 基本保育料還付（返金）の手続きについて」の書式は、以下の URL 「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html>」または QR コードからも確認出来ます。



8 問い合わせ

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190